

「総合的なTPP等関連政策大綱」 フォローアップ

平成30年12月27日
TPP等政府対策本部

〈目次〉

1 輸出促進によるグローバル展開推進	3 分野別施策展開
(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備	(1) 農林水産業
① TPP等の普及・啓発	① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)
② 中堅・中小企業等のための相談体制の整備	○ 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援	○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進
① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化	○ 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進	○ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進	○ 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
④ インフラシステムの輸出促進	○ 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
⑤ 海外展開先のビジネス環境整備	○ 消費者との連携強化
	○ 農業競争力強化プログラムの着実な実施
	② 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)
	○ 米
	○ 麦
	○ 牛肉・豚肉、乳製品
	○ 甘味資源作物
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化	(2) 食の安全・安心
(1) TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策	(3) 知的財産
① イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進	① 特許・商標関係・② 著作権関係
② 対内投資活性化の促進	(4) 政府調達
(2) TPP等を通じた地域経済の活性化の促進	(5) その他
① 地域に関する情報発信	
② 地域リソースの結集・ブランド化	
③ 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化	

◇ まとめ

1 輸出促進によるグローバル展開推進	…36	3 分野別施策展開	
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化	…37	(1) 農林水産業	…38
		(2) 食の安全・安心	…39
		(3) 知的財産	…40

政策大綱「Ⅲ 今後の対応」に、「Ⅳの主要施策については、Ⅱの政策目標を効果的、効率的に実現するという観点から、(中略)不断の点検・見直しをする。」旨記載されていることを踏まえ、Ⅳの主要施策についてフォローアップを行うものである。

1 (1) ①TPP等の普及・啓発

(目標) : セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。
⇒ 85.6% (2018年6月末現在)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供】

(外務省)

(1) 施策概要

TPP等を含むEPAのメリットを企業関係者等関係各層に説明する広報活動等を行うことにより、EPAの活用を推進し、日本企業の海外進出を支援。

(2) 成果実績・活動実績

毎年2回程度の頻度でEPA活用セミナーを開催。政策大綱が決定された平成27年11月以降、東京のみならず浜松、神戸、新潟等、日本各地で開催。平成30年度は仙台と東京で開催した。また、日EU・EPAについては、平成29年7月の大枠合意以降、政府として説明会を札幌、金沢、福島、鹿児島、仙台、岡山、山形、那覇、高知等日本各地で開催。EU加盟国の在外公館においてもセミナー等を実施。

(3) 施策の今後の必要性

企業関係者を中心にTPP等の理解を深め、活用を促すため、今後もTPP等を含むEPAの普及・啓発に努めていくことが必要。

(経済産業省)

(1) 施策概要

事業者のTPP等の活用を促進するため、協定の内容やメリット、利用するための実務的な手続き、さらに海外展開支援施策等について説明するセミナーを本年度は全国47都道府県で計100回程度開催する。

(2) 成果実績・活動実績

平成30年4月から11月までに、全国各地で50回程度の説明会を実施。参加した事業者に対するアンケート調査では80%以上の満足度を達成。

(3) 施策の今後の必要性

TPP等の発効を踏まえ、これまで以上に両協定の活用を促すための周知や啓発、きめ細かな情報提供や利用支援が求められるところ、自己申告制度にかかる説明も含め、より効果的なセミナー実施や情報提供等を図る。

1 (1) ②中堅・中小企業等のための相談体制の整備

(目標) : 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。
⇒ 91.8% (2017年10月末現在※平成29年度よろず支援拠点全国本部調査結果)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業のための相談体制の整備】

(経済産業省)

(1) 施策概要

- ・よろず支援拠点事業: 各都道府県によろず支援拠点を整備し、①売上拡大や経営改善等の高度な経営相談への対応、②他の支援機関との連携強化等を通じた課題解決のための総合調整等を行うとともに、他の支援機関に対する支援ノウハウや事例の提供等を行う。
- ・専門家派遣事業: 他の支援機関では対応困難な高度・専門的な経営課題に対し、よろず支援拠点等が、その課題に応じた専門家を派遣して支援。

(2) 成果実績・活動実績

- ・よろず支援拠点設置数: 47拠点
- ・専門家派遣数: 27年度21,983件、28年度25,537件、29年度26,501件

(3) 施策の今後の必要性

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題は近年、内外の事業環境の変化により、高度化、複雑化しているため、事業の各段階に応じた経営課題・支援ニーズにワンストップで対応できる支援体制を、各都道府県に1箇所ずつ構築することが適切かつ必要。

(財務省)

(1) 施策概要

輸出入者がTPP等のEPA税率を適用するためには、同協定の原産地規則に従い、輸入貨物が同協定締約国の原産品であることを輸入国税関に示す必要がある。税関においては、当該手続を輸出入者が円滑に行うことができるよう、EPA利用支援セミナーにおいて説明を行う他、各税関における輸出入者からの原産地規則に関する照会への対応、税関ホームページにおける原産地規則に関する情報の一層の拡充等により、原産地規則の適切な周知を図っている。

(2) 成果実績・活動実績

各税関のEPA利用支援セミナー等において、輸出入者等を対象に、原産地規則に関する説明会を開催した他、輸出入者等からの原産地規則に関する照会へ対応している。なお、政策大綱に対応するKPIとして、「相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す」との目標が設定されているところ、平成29年度のTPP等の原産地規則を含めた税関相談についての利用者満足度は、上位3段階の指標については68%、上位4段階の指標については96.1%となっている。

(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したもの。

(3) 施策の今後の必要性

TPP等の発効を踏まえ、各税関における原産地規則に関する照会対応、税関ホームページにおける原産地規則に関する情報の一層の拡充等により、引き続き原産地規則の適切な周知を図っていく必要がある。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

(目標) : 2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指す。*
⇒23.1兆円 (2015年度) (注) 2010年度12.8兆円
総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。
⇒約53% (2018年6月末現在)

* 政策大綱 (平成29年11月決定) に記載の目標 (2020年までに中堅・中小企業等の輸出額2倍 (2010年度比) を目指す。) は、今回のフォローアップ以降、「未来投資戦略2018 (平成30年6月閣議決定)」での変更を反映させた当該目標で運用する。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化】

(経済産業省)

(1) 施策概要

国、地方自治体、JETRO等の支援機関等で構成される中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制(新輸出大国コンソーシアム)において、専門家が中堅・中小企業等に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、事業計画の策定から市場獲得までを総合的に支援。

(2) 成果実績・活動実績

・新輸出大国コンソーシアムにおいて7,887社に対して会員証を発行、専門家配置数421名、参画支援機関1,116機関。(2018年9月21日時点)
・平成28年(2016年)3月14日の支援受付開始以降、ハンズオン支援を実施した1,749社のうち、現状の成功社数は528社、支援終了が467社、取組中が754社。(成功率約53%(2018年6月30日時点)(注)取組中の企業を除いた場合の成功率)。

(3) 施策の今後の必要性

これまで7,887社を超える中堅・中小企業が本施策を活用しており、各事業者による海外展開の取組が今後さらに進展することが見込まれる。幅広い業種・地域において、ハンズオン支援等を通じ、これらの取組を着実に後押しし、より大きな成果を創出していく。

【金融機関等による企業の海外進出支援】

(金融庁)

(1) 施策概要

海外進出による新市場開拓や事業環境の変化に対応するための経営改革等を行おうとする中堅・中小企業等に対する、金融機関による適切な融資や支援等の金融仲介機能の発揮を促進。具体的には、地域金融機関等を対象に、「新輸出大国コンソーシアム」などの枠組みも活用しながら、海外進出や経営改革等に係る支援ニーズの的確な把握、企業への効果的な情報提供、助言、資金提供等を促進。

(2) 成果実績・活動実績

公的機関等との連携について、中堅・中小企業海外展開支援ネットワークとして、日本貿易保険(NEXI: Nippon Export and Investment Insurance)と業務委託契約を締結している提携金融機関は、平成30年12月時点で117金融機関。さらに、当庁が財務省及び経産省との連名で発表した、アジア地域等への進出支援体制の整備・強化施策を受け、JETRO国内外事務所への金融機関からの職員派遣は、平成30年12月時点で72金融機関から171名の実績。また、業界団体向け説明会や意見交換会等を通じて、本施策への理解を促進。

(3) 施策の今後の必要性

本邦企業や事業者の中には、TPP等の発効を踏まえ、海外進出や経営改革等に既に動き出している先もあり、こうした企業等に対する支援ニーズは高く、当該施策を継続していく必要。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

【知的財産・標準の活用促進への支援】

(経済産業省)

(1) 施策概要

モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備に必要となる分野等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集、国際標準原案の開発・提案、国際標準の普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施。国際標準化に必要な場合は、日本工業規格(JIS: Japanese Industrial Standards)の開発を併せて実施する。また、国際標準化戦略に係る調査研究、国際標準化機関等対策活動、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材の育成等を行う。

(2) 成果実績・活動実績

国際標準化を実現した件数(国際標準の発行件数): 134件(平成29年度)

(3) 施策の今後の必要性

本事業では、2025年度までに累計1,150件の国際標準提案・発行件数の達成を目標としており、2019年度以降も引き続き事業を着実に実施していくことが必要。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) : 2020年度までに500億円の放送コンテンツ関連海外売上高を目指す。
⇒393.5億円 (2016年度)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【我が国コンテンツの海外展開支援】

(総務省)

(1) 施策概要

放送コンテンツを制作する民間事業者等と、観光業、地場産業、自治体等の関係者が幅広く協力し、インバウンド・アウトバウンドの拡大や地方創生等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、これと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組の支援等を実施。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: 平成28年度(2016年度)の放送コンテンツ関連海外売上高393.5億円

活動実績: 平成28年度と平成29年度の2ヶ年で79件の事業を実施。平成30年度は45件の事業を採択し、順次制作・放送予定。

(3) 施策の今後の必要性

農水産品を含む地域産品や日本の観光地等を取り上げる放送コンテンツの海外展開の促進により、地域産品の販路開拓や訪日観光客の増加等を後押しするため、引き続き本施策が必要。

【TPP等域内での知的財産保護水準の向上への支援】

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作権等侵害発生国において、現地取締機関職員等を対象としたトレーニングセミナー(真贋判定セミナー)や一般消費者を対象とした著作権普及啓発事業等を実施。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: 著作権制度の普及促進や海賊版対策は、継続的に取り組むべき課題であり、一定の時点で成果を図ることは困難だが、たとえば、トレーニングセミナーの参加者事後アンケートにおいて、9割以上の参加者が「大変役に立った」又は「役に立った」と回答している。また、普及啓発イベントの参加者事後アンケートにおいても、9割以上の参加者が「著作権の大切さを理解できた」や「海賊版に対する考え方に変化があった」と回答するなど、著作権等侵害防止のための環境整備が促進されている。

活動実績(平成29年度): マレーシアにおいて、トレーニングセミナー及び著作権普及啓発イベントを実施

ベトナムにおいて、トレーニングセミナー及び著作権普及啓発イベントを実施

ベトナム著作権局等職員を対象に著作権に係る訪日研修を実施

著作権等に係るアジア・太平洋地域会合を開催し、マレーシア、シンガポール、ベトナムの著作権担当局長等を招へい

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、侵害発生国における普及啓発やトレーニングセミナー等を実施し、著作権等侵害防止のための環境整備を促進する必要がある。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

【我が国の優れた環境技術等の海外展開支援】

(環境省)

(1) 施策概要

(廃棄物処理・リサイクル技術) 実現可能性調査、合同ワークショップ、研修、海外への情報発信等により我が国循環産業の海外展開を促進。

(低炭素技術) 「二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業」は初期投資コスト等を支援、「途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業」は、途上国ごとの特性に応じて平成26年度より我が国の低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助(補助率1/2、2/3)。

(環境配慮型製品) 国内企業向けセミナー、他国に対し日本のグリーン公共調達制度を展開する海外技術支援等を実施。

(水処理技術) 海外展開事業を公募、現地で「水環境改善に関する実現可能性調査」等を行いアジア各国でビジネスモデル形成を支援。

(2) 成果実績・活動実績

(廃棄物処理・リサイクル技術) 平成27～29年度は全36件の実現可能性調査等を実施。

(低炭素技術) 「JCM資金支援事業」は平成28～29年度で57件のプロジェクトを実施。「途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業」はこれまで32件の案件を採択。

(環境配慮型製品) 国内企業向けセミナーを開催(平成28年度158名、平成29年度120名)、対ベトナム技術支援を実施。

(水処理技術) 平成30年度までに24件(うちTPP対象国 ベトナム9件、マレーシア2件)のモデル事業を実施。

(3) 施策の今後の必要性

(廃棄物処理・リサイクル技術) 「未来投資戦略2018」等に基づき、ワークショップやガイドライン策定支援等を通じて官民一体で海外展開を促進。

(低炭素技術) 「JCM資金支援事業」では費用対効果の高い案件を支援し我が国含む双方の低炭素成長に貢献。

(環境配慮型製品) 国内企業向けセミナーによる情報提供、将来を見通した取組として海外技術支援を実施。

(水処理技術) 引き続き、水処理技術等の海外展開事業を公募し、実現可能性調査、現地実証試験の実施を支援。

1 (2) ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) : 2019年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の達成を目指す。
⇒8,071億円 (2017年)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【農商工連携等による海外市場開拓】

(経済産業省)

(1) 施策概要

日本産食材・食品プロモーション戦略実施のための体制強化等を実施。

(2) 成果実績・活動実績

- ・平成29年4月、JETROに「日本産食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」を設置し、5品目7テーマのマーケティング戦略を策定。
- ・平成29年度は、日本茶(米国)、米粉(米国、仏国)、日本酒(英国)、日本ワイン(英国等)、クラフトビール(米国)等のプロモーションを実施した。

(3) 施策の今後の必要性

農林水産物・食品の輸出額は平成25年(2013年)から5年連続で増加し、平成29年(2017年)の実績は8,071億円。2019年の輸出額1兆円目標を達成するためには、今後2年間で前年比11.3%を上回るペースで輸出額を拡大させていくことが必要であり、引き続き、上記の施策を着実に実施していくことが必要。

【日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業】

(財務省)

(1) 施策概要

日本産酒類の競争力強化や海外展開を推進するため、日本産酒類の情報発信、輸出環境整備や技術支援等を実施。

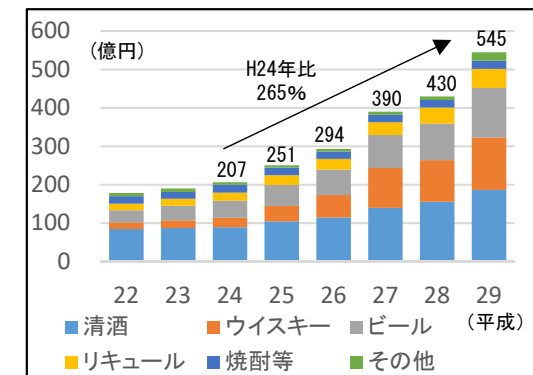
(2) 成果実績・活動実績

国税庁では、政府全体の取組であるクールジャパン推進の一環として、官民で連携し、日本産酒類の輸出拡大に向け、リオオリンピックやジャポニスム2018等の各国要人やプレス等が集まる機会を活用した日本産酒類の情報発信、影響力を持つ海外の酒類専門家の発信力の向上を図るための専門的知識のレクチャー、地理的表示の指定やブランド価値向上のためのセミナー等を実施している。

平成29年の輸出額は約545億円(対前年対比126.8%)となり、6年連続で過去最高を記録。平成24年と比較した輸出額の伸び率は265%となっており、成果目標達成に向けて進捗している。

(3) 施策の今後の必要性

クールジャパン推進における成果目標は「日本産酒類の輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回る」であり、引き続き、日本産酒類の輸出拡大に向けた施策を実施していく必要がある。



1 (2) ④インフラシステムの輸出促進

(目標) : 2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。
⇒ 21兆円 (2016年)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【インフラシステムに係る輸出支援】

(総務省)

(1) 施策概要

ICTインフラプロジェクトを相手国のニーズに応じて「パッケージ」で提案し、成功事例の他国への横展開や新規分野の開拓、重点国への戦略的支援を推進しつつ、案件受注に向けて展開ステージの移行を促進することで、対象国の総合的な課題解決に貢献し、我が国が強みを有する質の高いICTインフラの輸出を加速させ、ひいては我が国ICTインフラの国際競争力強化を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ①平成29年度: 規制・展開可能性調査、実証実験や官民ミッション派遣年度から3年以内に事業化等件数5件を目標とし、3件達成。
- ②平成29年度: 国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数17件を目標とし、42件達成。
- ③平成29年度: ICT海外展開の推進の実施回数(モデルシステム(地デジ、ICT防災システム等)の構築・運営等の実施件数) 8件を目標とし、9件達成。

(3) 施策の今後の必要性

2020年を目標とする約30兆円のインフラシステム受注や、「未来投資戦略2018」に掲げられているインフラシステム輸出の拡大にICT分野として引き続き貢献するため、本施策を通じて、規制・展開可能性調査、官民ミッション派遣・セミナー、実証実験等の取組を行い、成功事例の他国への横展開や新規分野の開拓、人材育成を含む重点国への戦略的支援を推進しつつ、案件受注に向けて展開ステージの移行を促進する必要がある。

(経済産業省)

(1) 施策概要

我が国の質の高いインフラの海外展開を促進するため、以下の取組を実施。

- ・ 民間企業等が実施する特定の開発地域全体の基本計画などのマスタープランの策定や、個別のインフラ案件の事業実施可能性調査への支援(質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業、質の高いエネルギーインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業委託費等)
- ・ ドル建て借款の実施など円借款制度の拡充や、ドル建て保険の運用開始など貿易保険制度の拡充など

(2) 成果実績・活動実績

平成29年度については、マスタープランの策定については5件、個別のインフラ案件の事業実施可能性調査については51件実施した。

- ・ ドル建て保険では、第1号案件としてチリの太陽光発電プロジェクトに関する融資保険の引受けを実施した。

(3) 施策の今後の必要性

インフラ輸出は平成22年(2010年)の約10兆円から、平成28年(2016年)に約21兆円と増加基調にあるが、「2020年に約30兆円」とする目標の達成に貢献するため、引き続き、上記の施策を着実に実施していく。

1 (2) ④インフラシステムの輸出促進

(環境省)

(1) 施策概要

パリ協定の下、「2°C目標」達成に向け全ての国が温室効果ガス排出削減やエネルギー転換を加速させる中、本事業を通じてエネルギー転換を支援し世界の経済成長と脱炭素化のリードを目指す。適応ビジネス(自然災害に対するインフラ技術等)の市場拡大が見込まれる中、積極的な海外展開を図る。途上国における公害対策、廃棄物・大気・水・衛生分野の対策につき、日本の経験を活用した協力とインフラ整備を促進。

(2) 成果実績・活動実績(平成30年度)

(低炭素技術) JCM設備補助事業 5件採択(ベトナム3件、メキシコ2件)、都市間連携 2件採択(ベトナム2件)

(適応技術) 「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」の2020年構築に向けプロトタイプ版を作成

(廃棄物処理・リサイクル技術) 廃棄物・リサイクル・浄化槽に関するワークショップ 3件(ベトナム2件、マレーシア1件)

(水処理技術) アジア水環境改善モデル事業 2件実施(ベトナム2件)

(3) 施策の今後の必要性

(低炭素技術) 優れた低炭素技術による世界全体の排出削減に向け、関係省庁と連携して二国間クレジット制度(JCM)をより一層推進。

(適応技術) 「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」の2020年の構築に向け各国との調整を推進。

(廃棄物処理・リサイクル技術) 関係省庁・機関等とも連携し、質の高い環境インフラを官民一体となって海外展開。廃棄物処理・リサイクル分野の制度構築支援と技術導入をパッケージで支援。

(水処理技術) 引き続き水処理技術等の海外展開事業を公募し、実現可能性調査、現地実証試験の実施を支援。

1 (2) ⑤海外展開先のビジネス環境整備

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備】

(厚生労働省)

(1) 施策概要

TPP参加国等において、制度構築や人材育成等、幅広い分野における協力及び能力開発を行うことで、TPPの実施及びTPPの利益の増大を支援するとともに、日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境整備を図る。

(2) 成果実績・活動実績

下記のとおり労働法改正等に向けて政労使三者を巻き込んだ取組を繰り返し実施し、ベトナム政府が準備する労働法改正等についての助言を国際労働機関(ILO)を通じて行うとともに、労使の意見が適切に反映されるような体制を構築し、政労使の能力向上に寄与している。

①労働法制の見直しに向けた取組

労働法制見直しと労使関係の近代化に係るワークショップの開催や法令に即した個別・集団労使紛争解決のための手引き作成 など

②労使団体に対する取組

労働組合・使用者団体の能力強化に関するワークショップや本事業活動推進に係る労働組合・使用者団体を交えた検討会を開催

(3) 施策の今後の必要性

上記取組を通じて、ベトナムの労働関係法令の整備及びその実施体制の構築、とりわけ健全な労使関係の育成と近代化に向けた取組を重点的に行っているが、これらを通じた同国法制の近代化と国際基準への適合は、同国と我が国の間、同国と第三国の間、あるいは同国国内での物・サービスの商取引の拡大に不可欠であるので、本支援を続けていく。

(経済産業省)

(1) 施策概要

EU諸国を主要メンバーに含む経済協力開発機構(OECD)を活用し、我が国企業の海外展開にあたり公正な競争条件を確保するため、進出相手国がとるべき政策(オープンかつ公正な事業環境整備等)を調査し、政策に繋げるための分析や提言の取りまとめ等を行う。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: オープンかつ公正な事業環境整備のため、金属分野において過剰供給をもたらすような市場歪曲的措置等を対象とした調査・分析を実施。

活動実績: OECD貿易委員会(平成30年10月)にて調査報告書案を提示。

(3) 施策の今後の必要性

国際貿易をめぐる状況が急激に変化する中で、公正な競争環境を確保するため、市場歪曲的措置に関する調査・分析の成果をG20等における国際的な議論に反映していく。

2 (1) ①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

(目標) : 革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。
2020年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。
⇒ -0.38% (2016年)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【イノベーション等による生産性向上促進】

(総務省)

(1) 施策概要

地方公共団体、民間企業、大学、NPO法人等から成る地域の主体が、生活に身近な分野において、地域の課題解決に資するIoTサービスの実証を通じて、そのリファレンス(参照)モデルを創出・展開するとともに、必要なルールの明確化を行う。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: IoTサービスの創出・展開にあたって克服すべき課題の解決に資するリファレンスモデルを55件実装(目標: 平成32年度までに50件)。
活動実績: 平成27年度補正予算から平成30年度予算までに計48団体で実証事業を実施。

(3) 施策の今後の必要性

実証事業の推進にあたり、各プロジェクトについて適時適切な進捗管理を行うことにより、質の高いリファレンス(参照)モデルの構築に努める。また、各分野における関係府省(農林水産省、厚生労働省、経済産業省等)との連携、意思疎通を強化することにより、構築したリファレンス(参照)モデルの横展開を推進する必要がある。

(経済産業省)

(1) 施策概要

- ・AIシステム共同開発支援事業: 大手・中堅企業と連携するAIベンチャーに対して、AIシステム共同開発・本格導入までの事業費を補助。
- ・Startup Factory構築支援事業: スタートアップ等のプレイヤーに対して試作・量産に必要な機能を提供する事業者の、ハードまたはソフト面の整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

- ・AIシステム共同開発支援事業: 24件の事業者への支援を採択。各事例において、新たなAIシステムの開発や生産性向上が期待される。
- ・Startup Factory構築支援事業: 38件の事業への支援を採択。各事例において、新製品の開発・製造のためのネットワーク整備が期待される。

(3) 施策の今後の必要性

- ・AIシステム共同開発支援事業: 個社同士の連携に留まらず、複数社の利用できる業界横断的なAI SaaS (Software as a Service) 等の開発支援を行う必要がある。
- ・Startup Factory構築支援事業: スタートアップと支援事業者の協力を幅広く支援し、ユースケースを蓄積・発信することで、スタートアップが円滑に新製品の開発・製造を行える、国際競争力を備えたエコシステムを形成していく必要がある。

2 (1) ②対内投資活性化の促進

(目標) : 2018年度までに、少なくとも計470件 (大型投資案件60件含む) のJETROによる外国企業誘致を目指す。
⇒527件 (大型投資案件54件) (2017年度3月末現在)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化】

(経済産業省)

(1) 施策概要

国内のビジネス環境整備や外国企業誘致・支援体制の強化、積極的なトップセールス等の実施を通じて、対内直接投資を促進。

(2) 成果実績・活動実績

平成29年度(2017年度)までに527件の誘致に成功し、目標を達成。大型投資案件は54件と目標達成に向け順調に増加している。

(3) 施策の今後の必要性

関係府省庁及びJETROが連携して、地方公共団体等の外国企業誘致活動をきめ細かく支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を活用し、各地域の強みや特色を活かした効果的な外国企業誘致を進めていく。また、Regional Business Conference(RBC)を開催し、地域の魅力的なビジネス環境の対外発信を実施する。

(経済産業省)

(1) 施策概要

海外市場に活路を見出そうとする中小企業・小規模事業者を対象に、WEB等を活用した海外企業とのマッチング、販路開拓の支援を実施。具体的には、WEBを通じて日本の中小企業の技術情報等の発信を図るとともに、併せて面談機会の提供・ビジネス環境の調査を実施することで、日本の中小企業の現地企業へのアプローチを支援し継続的な取引の実現を目指す。

(2) 成果実績・活動実績

マッチングサイトへの海外企業の登録200社、マッチング件数延べ500社の実現を目指す。
(平成30年度より実施のため、実績は31年度以降記載。)

(3) 施策の今後の必要性

平成30年度の実績を踏まえ、適宜見直しを行う。

2 (2) ①地域に関する情報発信

(目標) : 訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人、2030年に6000万人とすることを旨とする。

⇒2869万人 (2017年)

訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを旨とする。

⇒4.4兆円 (2017年)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【TPP等を契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し】

(国土交通省)

(1) 施策概要

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、DMO (Destination Management/Marketing Organization) が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

訪日外国人旅行者の誘客を目的とした、食や農に関する滞在コンテンツの充実や情報発信・プロモーションなどの取組に対して支援を行った。(例えば、伝統的な食品作り体験や野菜を使った創作料理を食するモニターツアーの実施や、食の魅力、文化などをテーマとして海外旅行会社等を対象とした商談会を実施するなどの各種取組に対して支援。)

(3) 施策の今後の必要性

目標達成に向けて、今後も訪日外国人旅行者の地方誘客や消費拡大を目指し、食や農に関する滞在コンテンツの充実等の取組をより一層促進していく。

(国土交通省)

(1) 施策概要

欧米豪市場からのインバウンドの取込みのための訪日無関心層をターゲットとした「訪日グローバルキャンペーン」の本格実施や、重点20市場からの更なる誘客の戦略的な実現のための国別戦略に基づくきめ細かな市場別プロモーションを実施するとともに、これらのプロモーションの効果的な実施のため、デジタルマーケティングを本格導入する。また、自治体等との連携等による多様な魅力の発信による地方への誘客を強力に促進。

(2) 成果実績・活動実績

日本の「食」と「農」を訪日プロモーションにあたってのテーマの一つとして活用しながら事業を実施。日本政府観光局 (JNTO: Japan National Tourism Organization) のウェブサイトやSNS等を通じた「食」に関する情報発信等を通じ外国人の訪日誘客を図っているほか、海外旅行会社を対象とした視察プログラム(本年9月)に農家民宿施設視察を組み込む等、幅広くプロモーションを展開。

(3) 施策の今後の必要性

「日本食を食べること」は外国人の訪日動機の最上位であることから、目標の達成に向け、日本の「食」と「農」をテーマの一つとして活用しながら訪日プロモーション事業を展開していく。

2 (2) ②地域リソースの結集・ブランド化

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【地方創生に係る取組】(経済産業省)

(1) 施策概要

複数の中小企業が連携体を対象に、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた海外展開の戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等のプロジェクトを支援することにより、海外販路開拓を支援(①)。

また、中小企業等が海外展開を行う際に、外部人材を活用し、日本の特色を活かした商材・サービスの開発、ブランディング、PR、販路開拓までのプロデュース活動を支援(②)。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績①: 事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合をアウトカムとして把握。

27年度 43%(目標:30%、達成率143%)、28年度 52%(目標:30%、達成率173%)、29年度 57%(目標:30%、達成率190%)

成果実績②: 外部人材を活用したプロデュース支援により商談を成立もしくはビジネスモデルを開発した企業の割合80%以上

27年度 90%、28年度 80%、29年度 100%

活動実績: 支援プロジェクト件数

27年度 96件、28年度 135件、29年度 72件(※平成28年度実績については、27年度補正分を含む。)

(3) 施策の今後の必要性

直近3年間における取組状況として、海外との継続的な取引を実現するプロジェクトの割合は年々増加傾向にあり、平均目標達成率は169%と順調に成果を上げている。我が国の各地域には、優れた技術やサービスを持ち、海外展開へのポテンシャルのある企業が数多く存在しており、世界経済の成長を取り込んでいくためには、そうした地域の取組を海外展開に繋げていくことが重要であり、今後も本施策が必要である。

2 (2) ③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

(目標) : 2020年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。(再掲)
⇒ -0.38% (2016年)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中小企業等、サービス産業の高付加価値化に係る取組】

(経済産業省)

(1) 施策概要

関係省庁の施策や産業界における取組とも連携し、全国規模で中小企業・小規模事業者にアプローチし、IT化や業務プロセスの改善などの成功事例等の情報共有とモデル事例の発掘・組成支援を行う。

(2) 成果実績・活動実績

- ・本年2月に「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」を発足し、現時点(9月)で主要な経済団体や中小企業支援機関、業界団体等、100団体が参加。
- ・関係省庁、中小企業支援機関、業界団体等と連携し、全国各地において1000回以上、説明会・セミナーを開催。
- ・定期的に、メルマガ等を活用し、IT化の成功事例や施策情報等を100団体へ周知。
- ・平成29年度補正予算「サービス等生産性向上IT導入支援事業」(500億円)において、中小企業・小規模事業者へのITツールの導入を支援中。

(3) 施策の今後の必要性

今後3年間で100万社規模の中小企業・小規模事業者へのITツール導入促進を目指すため、引き続き、全国規模での案件発掘・組成支援や、成功事例の共有を行う。

(経済産業省)

(1) 施策概要

経営改善の取組が必要であるものの、自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者の経営改善取組を進めるべく、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士・中小企業診断士・公認会計士等)を活用して行う経営改善計画の策定と、その後のフォローアップを支援。

(2) 成果実績・活動実績

- ・認定支援機関による経営改善計画策定利用申請件数: 5,566件(平成27年11月25日から平成30年3月末までの累計実績)
- ・認定支援機関による早期経営改善計画策定利用申請件数: 5,995件(平成29年5月から平成30年3月末までの累計実績)

(3) 施策の今後の必要性

景気が全体として回復傾向にある一方で、経営悪化の状況から脱却できない中小企業・小規模事業者が多く存在するほか、資金繰り管理や採算管理などの基本的な取組を行うことができていない中小企業・小規模事業者も多いため、こうした状況においてこそ、本事業を集中的に実施することが必要。

3 (1) ① ○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入】

(農林水産省)

(1) 施策概要

農地の集積・集約化に取り組む地区の担い手農業者が、農業経営の発展に必要な機械・施設を導入する取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施年度から3年以内に売上高の10%以上の増加、経営コストの10%以上の縮減を達成する等の目標を設定。27年度事業実施経営体(635経営体)では、売上高の平均29%増、経営コストは平均11%減を達成。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績(計画承認地区数): 27年度:395地区、28年度:472地区、29年度:350地区

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した担い手農業者では、売上高の拡大、経営コストの縮減を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、担い手農業者の経営発展を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する必要がある。

【農地の更なる大区画化・汎用化の推進】

(農林水産省)

(1) 施策概要

農地の集積・集約化に取り組む地区の担い手農業者が米の生産コストを削減するため、農地の大区画化や排水対策等を行う取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施により米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、取組前と比較し10%以上コストを削減するとの目標を設定。事業完了し、営農を開始した地区(1地区)では、事業実施前と比べ、生産コストを49%縮減させ、9,035円/60kgを達成。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績(整備面積): 27年度補正:3,200ha、28年度補正:3,023ha、29年度補正:3,103ha

(3) 施策の今後の必要性

事業完了地区では、生産コスト削減を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、生産コスト削減等による生産基盤の強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する必要がある。

3 (1) ① ○国際競争力のある産地イノベーションの促進

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【産地パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入】 (農林水産省)

(1) 施策概要

収益力向上に取り組む産地において作業効率向上によるコスト削減や高付加価値作物への転換に必要な農業機械、施設の導入を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施年度から3年以内に10アール当たり販売額10%以上の増加等の成果目標を設定。29年度の実績では、事業実施前と比較し、販売額が平均13%増加(全202件)等を実現。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績(産地パワーアップ計画承認件数(平成30年3月末現在)):28年度:742件、29年度:553件

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した農業者等では、販売額増加、コスト削減を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、地域の強みを活かした取組への支援をすることにより、産地の収益力を強化し、農業の国際競争力を強化する必要がある。

【水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進】 (農林水産省)

(1) 施策概要

高収益作物中心の営農体系への転換を促進するため、水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施により作物生産額(主食用米以外)に占める高収益作物(市町村の農業振興計画に位置付けられた野菜など)の割合がおおむね8割以上、かつ、高収益作物の作物生産額が10%以上増加するとの目標を設定。事業完了し、営農を開始した地区(6地区)では、作物生産額に占める高収益作物の割合は平均97%、高収益作物の生産額増加率は平均10%を達成。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績(整備面積):27年度補正:6,148ha、28年度補正:5,618ha、29年度補正:6,197ha

(3) 施策の今後の必要性

事業完了地区では、作物生産額に占める高収益作物の割合の増加、高収益作物の生産額増加の成果がみられる。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、高収益作物を中心とした営農体系への転換の促進を進め、平場・中山間地域等における農業の生産基盤を強化する必要がある。

3 (1) ① ○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【畜産クラスター事業の拡充】

(農林水産省)

(1) 施策概要

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な畜産経営体の収益性の向上等に必要な施設整備及び機械の導入の取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施年度から5年以内に事業実施地区が販売額、生産コスト、農業所得のいずれかを10%改善するとの成果目標を設定。事業実施した経営体では、目標年度に向け増頭等の取組途中ではあるが、例えば、搾乳ロボットを導入した経営体(88件)では、1頭当たりの生乳生産量が6%増加した。また、施設整備を実施した肉用牛繁殖経営の経営体(145件)では、1戸当たり飼養頭数が平均17%増加するなどの成果が見られている。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績(取組件数):27年度補正:8,686件、28年度補正:6,014件

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した畜産経営体では、生産量の増加、販売額の増加、生産コストの削減等を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、畜産経営体の収益性の向上等により、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化する必要がある。

【畜産クラスターを後押しする草地整備の推進】

(農林水産省)

(1) 施策概要

畜産クラスター計画に基づき地域ぐるみで効率的な飼料生産を進めるため、収穫作業の受託や大型機械に対応した草地整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施により飼料作物の単位当たり収量を、実施前と比較し、25%以上増加させるとの成果目標を設定。事業を完了し、飼料生産を開始した地区(8地区)では、単位当たり収量が66%増加。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績(整備面積):27年度補正:8,976ha、28年度補正:4,686ha、29年度補正:6,027ha

(3) 施策の今後の必要性

事業完了地区では、飼料作物の単位面積当たりの収量増を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、草地整備による効率的な飼料生産を進め、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現する必要がある。

3 (1) ① ○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【輸出環境の整備】

(農林水産省)

(1) 施策概要

農畜産物の輸出促進の取組に必要となる輸出対応型の集出荷施設や加工処理施設等の整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: 事業実施年度から5年以内に輸出向け出荷量を10%以上増加等の成果目標を設定。

27年度補正で整備した施設(7件)は、輸出向け出荷量が421%増加(29年度実績(26年度比))

28年度補正で整備した施設(1件)は、輸出向け出荷量が175%増加(29年度実績(27年度比))

} 約200%増加

成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績: 27年度補正: 11件、28年度補正: 13件、29年度補正: 15件 (うち稼働12件、竣工17件)

(3) 施策の今後の必要性

運用開始施設では、輸出向け出荷量の増加を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、高品質な我が国の農畜産物の輸出を拡大する必要がある。

【戦略的な動植物検疫協議】

(農林水産省)

(1) 施策概要

「農林水産業の輸出力強化戦略」において策定された国・地域別の輸出戦略及び産地の要望を踏まえ、重点的かつ戦略的に輸出解禁・条件緩和の協議を実施。

(2) 成果実績・活動実績

TPP政策大綱が決定された平成27年11月以降、TPP交渉参加国及びEUについては、マレーシア向け牛肉、豪州向け牛肉、ベトナム向けなし、米国向けかき、EU向けかんきつ類など、8か国・地域について21件の輸出解禁・条件緩和を実現。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、TPP交渉参加国・EUでは10か国・地域25件の輸出解禁・条件緩和の協議に重点的かつ戦略的に取り組んでいくことが必要。また、日本の検疫措置の国際基準化を図るとともに、輸出先国の規格・基準に対応するための食肉処理施設等への支援を実施していく必要がある。

3 (1) ① ○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【合板・製材・集成材国際競争力強化対策(原木の低コスト生産の促進)】

(農林水産省)

(1) 施策概要

下記の合板・製材・集成材工場に対し原木を低コストに供給するため、間伐材生産、路網整備、高性能林業機械等の整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: 原木処理量の増加を目標に取り組む加工施設に対し、本事業の活用により、間伐材供給が約70万 m^3 (29年度)増加。また、27年度補正で高性能林業機械を整備した67事業体では、間伐の生産性が平均9%向上(5.6 m^3 /人・日(24~26年度平均)→6.1 m^3 /人・日(28年度))。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績(間伐実施面積・路網の開設延長・機械整備数):

27年度補正: 31,052ha・1,611km・108台、28年度補正: 21,095ha・1,655km・137台、29年度補正(見込み): 35,894ha・1,643km・123台

(3) 施策の今後の必要性

事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進する必要がある。

【合板・製材・集成材国際競争力強化対策(大規模・高効率の加工施設の整備)】

(農林水産省)

(1) 施策概要

木材製品の国際競争力強化に向けて、低コスト化に資する合板・製材・集成材工場の大規模化・高効率化に必要な施設整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: 事業完了後3年以内に1日当たりの原木処理量を2割以上増加するとの目標に対し、27年度補正で28年度中に整備完了した施設(全33件)は、原木処理量が平均18%増加(195万 m^3 /年(24~26年度平均)→231万 m^3 /年(29年度))し、1人当たりの原木処理量が平均13%向上(6.8 m^3 /人・日(24~26年度平均)→7.7 m^3 /人・日(29年度))。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績(施設数): 27年度補正: 40件、28年度補正: 62件、29年度補正: 39件

(3) 施策の今後の必要性

供用開始施設では、1日当たりの原木処理量の増加を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、合板・製材の国産シェアの拡大、構造用集成材等の木材製品の競争力を高める必要がある。

3 (1) ① ○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【水産業競争力強化のための機器等導入に対する支援】

(農林水産省)

(1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」等に基づき、意欲ある漁業者による生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: 事業開始年度を含め5年以内の漁業所得又は償却前利益の10%以上向上を成果目標として定めているところ、28年度実績で1経営体当たりの成果目標を達成した漁業者の割合は56.3%(692件/1,229件)。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績(機器等導入数): 27年度補正: 1,229台、28年度補正: 1,237台、29年度補正: 1,208台(30年9月末時点)
(漁船用エンジンやノリ乾燥機等の導入に対する支援を実施。)

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した漁業者等では、漁業所得又は償却前利益の増加が見られる。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、持続可能な収益性の高い操業体制へ転換する必要がある。

【水産業競争力強化のための施設整備】

(農林水産省)

(1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、競争力強化のために必要となる施設の整備、産地市場の統廃合等に必要な施設の整備等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: 施設の供用開始から3年度以内に所得の向上等を目標として定めているところ、例えば、大阪府において地区10漁協が連携し、荷さばき機能を集約し、衛生管理を高度化した結果、シラスの魚価が286円/kg(22~26年平均)から539円/kg(29年)に向上。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績: 荷さばき施設、鮮度保持施設の整備等計80件に対する支援を実施(30年10月末時点)。

(3) 施策の今後の必要性

供用開始施設では、魚価の向上やコスト削減による所得向上等を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、高鮮度化・産地市場統廃合等により競争力を強化する必要がある。

3 (1) ① ○消費者との連携強化

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発】

(農林水産省)

(1) 施策概要

国産農林水産物・食品の需要を維持・拡大するため、①大規模集客施設での魅力発信活動、②商工会議所・商工会等と連携した都市圏の消費者目線で地域製品のブランドを再構築する取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:

- ・ イベント(魅力発信活動)の参加者では、地域製品の購入意欲が参加前と比べ16%増加(20代男性)するなど、需要を顕在化させる効果。
- ・ 事業に取り組んだことにより、売上が増加した地域製品の割合を平成30年度までに75%にするとの成果目標に対して、58.4%(28年度)。

活動実績:

- ・ 消費者の理解を促進するイベントの実施回数・来場者数:11回・1,287千人(27年度補正)、7回・1,259千人(28年度補正)
- ・ ブランドの再構築に取り組んだ地域商品の商品数:305商品(27年度補正)、140商品(28年度補正)

(3) 施策の今後の必要性

本事業では、地域製品の購入意欲の向上等がみられた。本事業は29年度で終了し、今後は、優良事例の横展開等を通じて、地域製品のブランド再構築の取組を継続。

【地理的表示の相互保護制度を活用した農林水産物の輸出促進等】

(農林水産省)

(1) 施策概要

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法)に基づき、条約等の国際約束により、我が国と同等のGI保護制度を有する国とのGIの相互保護を進める。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ GI法を改正し、国際協定により外国とのGI相互保護を行うための規定を創設(平成28年12月施行)。
- ・ ベトナム等とGIの相互保護に向けた協力をを行うことについて合意(ベトナム:平成29年6月合意)。
- ・ 日EU・EPAにおいて、日本の48のGI産品とEUの71のGI産品について相互に保護(平成30年7月署名)。
- ・ 日EU・EPAを実施するため、GIを高いレベルで保護するためGI法を改正(日EU・EPAの効力発生の日から施行)。

(3) 施策の今後の必要性

我が国農林水産物・食品に関する生産業者の利益の増進と消費者等の信頼の保護を図るため、引き続き、諸外国との地理的表示の相互保護に向けた取組を継続。

3 (1) ① ○農業競争力強化プログラムの着実な実施

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し】

(農林水産省)

(1) 施策概要

良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法(支援法)に基づく取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ 農薬については、農薬の安全性の一層の向上と規制の合理化を進める農薬取締法の一部を改正する法律が平成30年6月に成立。
- ・ 肥料については、約9割の都道府県において、銘柄集約に向けた施肥基準の見直しを開始。
- ・ 支援法に基づき、事業再編計画を3件、事業参入計画を1件認定(平成30年11月末時点)。
- ・ 平成29年6月から、農業資材比較サービス「AGMIRU」の運用を開始。
- ・ 平成30年8月に、支援法に基づく資材供給調査の結果を公表。

(3) 施策の今後の必要性

資材価格低減に向けた取組に一定の進展が見られる。引き続き、農業競争力強化プログラム等に基づく施策を推進するとともに、支援法に基づき、おおむね施行2年以内に行うとされている施策の在り方の検討を進める。

【生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立】

(農林水産省)

(1) 施策概要

農産物流通等の合理化を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法(支援法)に基づく取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ 食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することを目的とした、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」を平成30年6月22日に公布(うち、食品流通構造改善促進法の一部改正部分については、平成30年10月22日に施行。これに伴い、法律名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改称。)
- ・ 支援法に基づき、農産物流通・加工事業者の事業再編計画を8件認定(平成30年11月末時点)。
- ・ 平成29年5月から、農林水産業流通マッチングナビ「agreach」を運用開始。
- ・ 平成30年9月に、支援法に基づく国内外における農産物流通等の状況の調査結果を公表。

(3) 施策の今後の必要性

流通・加工の構造改革に向けた取組に一定の進展が見られる。引き続き、農業競争力強化プログラム等に基づく施策を推進するとともに、支援法に基づき、おおむね施行2年以内に行うとされている施策の在り方の検討を進める。

3 (1) ① ○農業競争力強化プログラムの着実な実施

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【戦略的輸出体制の整備】

(農林水産省)

(1) 施策概要

農林水産業の輸出力強化に向けた取組、JFOODOの設立、規格・認証や知的財産制度の活用促進と規制の緩和・撤廃を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- 輸出力強化のための各種取組を進め、2018年1-10月の農林水産物・食品の輸出額は7,341億円(対前年15.2%増)。
- 平成29年4月に設置したJFOODOにおいて、米粉、和牛、緑茶等の5品目7テーマのマーケティング戦略を策定し、順次実行。
- 国際標準化を見据えた日本農林規格(JAS: Japanese Agricultural Standard)、日本発の食品安全規格の充実・普及、水産エコラベルの普及、地理的表示(GI)、品種登録の活用による知的財産の保護を推進。
- 原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制は、政府一体となった働き掛けの結果、29か国・地域(TPP交渉参加国では8か国)で撤廃(平成30年11月時点)。
- 動植物検疫は、平成27年11月以降15か国34件(TPP交渉参加国・EUでは8か国・地域21件)が輸出解禁・条件緩和(平成30年11月時点)。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、2019年農林水産物・食品の輸出額1兆円の目標を達成するための各種取組を進めていくことが必要。

【収入保険制度の導入】

(農林水産省)

(1) 施策概要

農業の成長産業化を図るため、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を導入。

(2) 成果実績・活動実績

- 平成29年6月に、農業災害補償法の一部を改正する法律案が可決・成立(平成30年4月1日施行。法律名を「農業保険法」に改称)。
- 平成30年4月に、実施主体である全国農業共済組合連合会が設立。
- 平成30年10月から、平成31年1月からの収入保険の開始に向けて、加入申請手続を開始。

(3) 施策の今後の必要性

収益性の高い野菜等の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジするなど意欲ある農業経営者の取組を支援し、農業の成長産業化を図るため、今後も制度の活用を推進。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【国別枠の輸入量に相当する国産米の政府備蓄米買入れ】 (農林水産省)

(1) 施策概要

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ。

(2) 成果実績・活動実績

本施策は、TPP発効に合わせて実施。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じる経営安定対策であり、協定発効後は継続的に実施することが必要。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【経営所得安定対策の着実な実施(麦)】

(農林水産省)

(1) 施策概要

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施。

(2) 成果実績・活動実績

本施策は、TPP又は日EU・EPA発効に合わせて実施。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じる経営安定対策であり、協定発効後は継続的に実施することが必要。

【小麦のマークアップの実質的撤廃(パスタ原料)・引下げ】

(農林水産省)

(1) 施策概要

日EU・EPAにおけるパスタ・菓子等の関税撤廃に関して、国境措置の整合性確保の観点から、小麦のマークアップの実質的撤廃(パスタ原料)・引下げを実施。

(2) 成果実績・活動実績

本施策は、日EU・EPA発効に合わせて実施。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じる経営安定対策であり、協定発効後は継続的に実施することが必要。

3 (1) ② ○牛肉・豚肉、乳製品

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)】

(農林水産省)

(1) 施策概要

法制化した事業(肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン))について、補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)。

(2) 成果実績・活動実績

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)により、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)の一部を改正し、TPP発効に合わせて本対策を実施することとした。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じる経営安定対策であり、協定発効後は継続的に実施することが必要。

【加工原料乳生産者補給金制度】

(農林水産省)

(1) 施策概要

生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳)について生産者補給金等を交付。

(2) 成果実績・活動実績

TPP発効に先立って、平成29年度からは、需要に応じて生乳が仕向けられるよう、生クリーム等の液状乳製品向け生乳を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加するとともに、補給金単価を一本化することとした。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に先立って補給金単価を一本化したところであり、協定発効後も継続的に実施することが必要。

3 (1) ② ○甘味資源作物

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【糖価調整制度】

(農林水産省)

(1) 施策概要

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

(2) 成果実績・活動実績

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)により、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)の一部を改正し、TPP発効に合わせて本対策を実施することとした。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じる経営安定対策であり、協定発効後は継続的に実施することが必要。

3 (2) 食の安全・安心

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【食品安全に関する情報提供等】

(消費者庁)

(1) 施策概要

食品事業者は、平成29年(2017年)9月より開始された新たな加工食品の原料原産地表示制度について、制度施行後、経過措置期間(2022年3月末)終了までの間に、順次、全ての加工食品の表示について、原料原産地表示を実施することになるため、説明会の開催、相談窓口の開設、事業者向けマニュアルの作成等を通じて、食品事業者が円滑に新制度へ対応するよう支援を行う。また、消費者が正しく表示を理解できるよう、説明会の開催、資料(パンフレット・リーフレット等)の作成を行い、消費者への積極的な普及・啓発を図る。

(2) 成果実績・活動実績

平成29年9月の制度開始以降、新制度についてのパンフレット等の作成・配布を行うとともに、説明会やセミナー等に職員を派遣し(平成29年度:82件、平成30年度:60件(11月末時点))、消費者・事業者に対する普及啓発を実施した。

(3) 施策の今後の必要性

2022年3月までの経過措置期間中に全ての食品事業者が新制度に対応できるよう支援する必要がある。消費者に対しては、新たな加工食品の原料原産地表示制度を十分に活用できるよう、積極的に普及・啓発を実施する必要がある。

【輸入食品に対する監視指導等】

(厚生労働省)

(1) 施策概要

食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。

(2) 成果実績・活動実績

モニタリング検査:平成28年度98,164件(計画件数95,929件)、平成29年度99,455件(計画件数97,509件)実施

現地調査及び二国間協議:平成28年度は9か国、平成29年度は10か国(各年度ともTPP交渉参加国・EUでは5か国)にて実施

輸出国制度調査:平成28年度4か国、平成29年度は3か国(各年度ともTPP交渉参加国・EUでは2か国)にて実施

(3) 施策の今後の必要性

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、輸入食品の安全性確保に万全を期すため、監視体制及び輸出国における衛生対策の推進の強化を図る必要がある。

3 (3) ①特許・商標関係・②著作権関係

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【地理的表示の相互保護制度を活用した農林水産物の輸出促進等】〈再掲〉

(農林水産省)

(1) 施策概要

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法)に基づき、条約等の国際約束により、我が国と同等のGI保護制度を有する国とのGIの相互保護を進める。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ GI法を改正し、国際協定により外国とのGI相互保護を行うための規定を創設(平成28年12月施行)。
- ・ ベトナム等とGIの相互保護に向けた協力を行うことについて合意(ベトナム:平成29年6月合意)。
- ・ 日EU・EPAにおいて、日本の48のGI産品とEUの71のGI産品について相互に保護(平成30年7月署名)。
- ・ 日EU・EPAを実施するため、GIを高いレベルで保護するためGI法を改正(日EU・EPAの効力発生の日から施行)。

(3) 施策の今後の必要性

我が国農林水産物・食品に関する生産業者の利益の増進と消費者等の信頼の保護を図るため、引き続き、諸外国との地理的表示の相互保護に向けた取組を継続。

【特許・商標関係の制度整備】

(経済産業省)

(1) 施策概要

発明の新規性喪失の例外期間の1年への延長、特許出願の権利化までに生じた不合理な遅延について特許期間の延長をする制度の導入及び商標の不正使用について「生じた損害を賠償する」という民法の原則を踏まえた法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度のいずれかの導入、などについて経済産業省にて早急に検討を行い、法制度上の措置を講ずる。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ 発明の新規性の喪失の例外が適用される期間を、6か月から1年に延長した。
- ・ 特許権の設定登録が、特許出願の日から5年又は審査請求の日から3年のいずれか遅い日以後にされたときについて、出願人の責めに帰さない限り、特許権の存続期間を延長できるようにした。
- ・ 商標の不正使用に対して、生じた損害を賠償するという民法の原則を踏まえた法定の損害賠償に関し、法制度上の措置を講じた。

(3) 施策の今後の必要性

改正後の特許法及び商標法が適切に運用されるよう、立法趣旨及び内容について周知に努める。

3 (3) ①特許・商標関係・②著作権関係

【著作権関係の制度整備】

(文部科学省)

(1) 施策概要

TPPの締結に必要な国内制度整備の一環として、著作権に関する以下の事項について、国内法との整合性や権利の保護と利用とのバランスに留意しつつ、著作権制度の整備を行う。その際、著作権等侵害罪の一部非親告罪化に関しては、二次創作への萎縮効果等を生じないように、非親告罪の対象となる範囲を限定する。

(2) 成果実績・活動実績

上記の施策を実施するため、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」により、以下の5点に関して著作権制度の整備を行った。

- ①著作物等の保護期間の延長
- ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ③著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備
- ④配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
- ⑤著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備

※これらの改正はTPPの発効日に施行

(3) 施策の今後の必要性

改正後の著作権法が適切に運用されるよう、立法趣旨及び内容について周知することが必要である。

3 (4) 政府調達

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【地方公共団体等への情報提供】

(総務省)

(1) 施策概要

平成29年7月(大枠合意)以降、地方公共団体等に対し、政府調達の合意内容に関する情報提供を実施。

(2) 成果実績・活動実績

○ 関係地方団体等に対して、以下のとおり説明を実施するとともに、所属する地方公共団体への連絡を依頼。

- ・ 全国知事会
都道府県東京事務所長等説明会への出席、事務局への説明
- ・ 全国市長会
当時の会長(松浦防府市長) 及び行政委員長(清水立川市長)への説明
事務局への説明
- ・ 指定都市市長会
事務局への説明
- ・ 中核市市長会
中核市市長会会議への出席・説明、中核市市長会東京事務所への説明
中核市市長会事務担当者会議 への出席・説明

○ 上記以外の対応として、要望に応じて日EU・EPA交渉の合意内容に関する説明会において説明を行うなど、地方公共団体等に対して適切に説明を実施。

(3) 施策の今後の必要性

政府調達等に係る懸念等を払拭するため、引き続き、地方公共団体等に対し、合意内容を正確かつ丁寧に説明。

3 (5) その他

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【合意により独占禁止法違反の疑いを解決する仕組みの導入】

(公正取引委員会)

(1) 施策概要

競争上の問題をより早期に是正し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資することを目的として、同法を改正し、同法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための仕組み(確約手続)を導入。

(2) 成果実績・活動実績

- ・確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」が制定されている(施行期日はTPPの発効日)。
- ・公正取引委員会の確約手続に関する規則(施行期日は上記法律の施行の日)を制定。
- ・「確約手続に関する対応方針」を策定するなどし、公表した。
- ・施行期日までの間、確約手続の周知徹底を図るため、全国の主要都市において確約手続に関する説明会を実施した。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効後、確約手続に係る制度を適正に運用。

【適合性評価に係る海外の認証機関に関する規定への対応】

(厚生労働省)

(1) 施策概要

海外の医療機器等の認証機関について、国内機関と同様の条件で、医療機器等の認証を行う登録認証機関として登録を認めるとともに、国内機関と同様の監視指導を行えるよう法改正・政省令改正を行う。

(2) 成果実績・活動実績

必要な法律の改正を行った。

(法律改正:平成28年12月16日及び平成30年7月6日。政省令改正:平成29年1月25日及び平成30年7月11日)。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効後、改正法に基づき申請される認証機関の審査、登録、監督の実施が必要。

3 (5) その他

【国際経済紛争処理に係る体制整備事業】

(外務省)

(1) 施策概要

国際経済紛争を包括的に担当する「国際経済紛争処理室」設置、ISDSの応訴・予防に関する専門家による研修実施、ISDSの先例に関するデータベースを含めた資料整備、国内外における専門家からの情報収集等を通じ、ISDSをはじめとする国際経済紛争への対応を強化。

(2) 成果実績・活動実績

- ・関係省庁が出席するISDSの応訴に関する研修を計19日間開催。
- ・ISDSに関する国際会議、ISDSの応訴経験が豊富な米国及びカナダに職員を派遣し、情報収集を実施。
- ・ISDSの予防に関する各省会議を現在までに3回開催。また、「ISDS予防のための各省相談制度」の立ち上げ。
- ・ISDSの判例に関する専門家の研究会に現在までに17回参加。
- ・国内外の実務家・研究者との意見交換を月1回程度の頻度で実施。

(3) 施策の今後の必要性

国際経済紛争における我が国の国益の確保、及びTPPを含む国際経済ルールの整備を国民が安心できる形で推進する観点から、引き続き効率的かつ効果的に現在の施策を推進し、研修及び資料環境の整備等を通じて応訴体制の一層の強化を行う。

【皮革・皮革製品産業の競争力強化】

(経済産業省)

(1) 施策概要

皮革関連産業の競争力強化に向けた取組を進めている。

(2) 成果実績・活動実績

基金造成法人において、なめし革製造業者及び革靴製造業者等を対象に、各事業者が行う設備投資等(最新皮なめし用ドラムや製靴機械(トーラスター)など)への支援を行っている。本取組により、生産性向上等に寄与している。

(3) 施策の今後の必要性

基金の最終目標年度である、2031年度末までに皮革関連産業の競争力強化を達成できるよう、より効果的・効率的な基金の活用を進めていく。

3 (5) その他

【個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備】

(個人情報保護委員会)

(1) 施策概要

個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備に向けて、TPP各国及びEU加盟国をはじめとする諸外国・地域の政策当局及び執行当局との対話を進め、我が国の個人情報保護制度の正しい理解の促進や関係構築等に精力的に取り組む。

(2) 成果実績・活動実績

個人情報保護委員会は、平成28年1月1日に設置されて以降、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備に向けて、国際的な枠組みへの参加を進めるとともに、各国執行当局等との協力関係の構築を図ってきた。

特に、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に向けた対話、英国との間では英国のEU離脱後における日英間の相互の円滑な個人データ移転の確保に向けた対話、米国との間ではAPEC 越境プライバシールール(CBPR: Cross Border Privacy Rules)システムの促進を進めてきたところである。EUとの対話については、平成30年7月に当局間において、双方の個人データ保護の制度が同等であると認定する事で一致し、9月には欧州委員会が、日本に対する十分性認定手続を正式に開始することを閣議において決定した。早期に運用可能とするために必要な国内手続きを完了させるべく、引き続き作業を行っているところ。

(3) 施策の今後の必要性

TPP各国及びEUとの貿易、投資を活性化させるためには、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を確保することが必要不可欠であることから、そのための環境整備を一層推進する必要がある。これに向けて、国際的な議論におけるリーダーシップの発揮や各国執行当局等との協力関係の構築に、今後も引き続き取り組む必要がある。

輸出促進によるグローバル展開推進

これまでの実績

◆「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施。

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

① TPP等の普及・啓発

●地方説明会等を開催し、丁寧な情報提供を実施。アンケート調査において満足度60%以上を目指すとの目標を達成。

② 中堅・中小企業等のための相談体制の整備

●各税関での照会対応、よろず支援拠点の各都道府県整備など相談体制を整備。アンケート調査において満足度60%以上を目指すとの目標を達成。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

●新輸出大国コンソーシアム(7,887社に会員証を発行、421名の専門家配置、1,116の参画支援機関(2018年9月21日時点))による総合的支援を実施。2020年までに輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指す等の目標達成に向けて進捗。

② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

●放送コンテンツや優れた環境技術の海外展開、海賊版対策などを実施。2020年度までに500億円の放送コンテンツ関連海外売上高を目指すとの目標達成に向けて進捗。

③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進(農林水産省関係は19頁)

●JETROに「日本産食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」の設置、日本産酒類の情報発信などを実施。日本産酒類の輸出額(2017年)は約545億円(対前年対比126.8%)。

④ インフラシステムの輸出促進

●ICTインフラや低炭素技術に係るインフラ輸出の支援を実施。2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指すとの目標達成に向けて進捗。

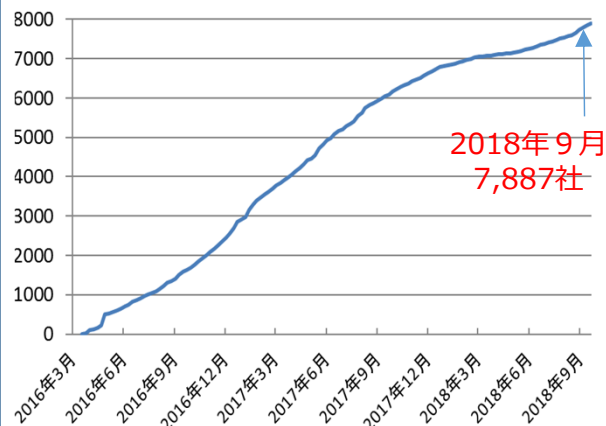
⑤ 海外展開先のビジネス環境整備

●ベトナム政府が準備する労働法改正等についての助言、OECDを活用した進出相手国がとるべき政策の調査を実施。

成果

<新輸出大国コンソーシアム成功例>

支援企業数の推移



支援企業のうち、重点支援企業数の推移

2017年3月末 1004社 → 2018年6月末 1749社

小川工業株式会社
(和歌山県橋本市)



(メキシコ)

- 1939年創業。1972年設立の自動車用冷間鍛造部品を製造・販売する機械金属加工の専門メーカー。従業員250名。
- 2016年7月に「新輸出大国コンソーシアム事業」におけるパートナーによるハンズオン支援に採択。海外フリーフィングサービスで現地情報を提供。プラットフォームコーディネーターより商談候補企業リストを提供。2017年8月～2018年3月の間、AOTSの研修生受け入れプログラムを活用してメキシコ人従業員4名の日本での研修を実施。
- パートナーは、レンタル工場の選定や顧客開拓についてアドバイス、現地同行。2017年3月にメキシコに現地法人を設立。同年7月にレンタル工場を契約。2018年1月に建屋完成。複数社から受注を獲得。



実績を踏まえた評価等

◆新輸出大国コンソーシアムによる支援企業数の増加など各項目とも成果目標達成に向けて進捗しており、全体としても進捗していると評価できる。

◆TPP等の発効を踏まえ、今後も不断の点検・見直しを行い、各目標を効果的、効率的に実現していく。

TPP等を通じた国内産業の競争力強化

これまでの実績

◆生産性の向上、新たなバリューチェーンの構築、双方向の投資、貿易の活性化による一過性でない累積的な経済成長等を目指し所要の措置を実施。

(1) TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

① イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

●地域の課題解決に資するIoTサービスの実証やIoT分野におけるグローバルベンチャー創出支援を実施。革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する、2020年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%（2016年：-0.38%）にすると目標に向けて進捗。

② 対内投資活性化の促進

●国内のビジネス環境の整備や外国企業誘致・支援体制の強化等を実施。2018年度までに、少なくとも計470件（大型投資案件60件を含む）のJETROIによる外国企業誘致を目指すとの目標達成に向け進捗。

(2) TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

① 地域に関する情報発信

●地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対する支援やJNTOによる訪日プロモーション事業を実施。訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人、訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円等を目指すとの目標達成に向けて進捗。

② 地域リソースの結集・ブランド化

●自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた海外展開の戦略策定をはじめ中小企業の海外販路開拓に係る支援を実施。

③ 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化(再掲)

成果

＜外資系企業と中堅・中小企業等の協力がイノベーション拠点の創出、事業拡大に繋がった例＞

○ フィリップス・ジャパン（オランダを本拠地とするヘルスケア・医療機器メーカー）

○ 大新技研(株)（情報サービス業他、長崎県、従業員110人）

○ 菱洋エレクトロ(株)（製造業、東京都、従業員510人）

○ NECネットエスアイ(株)（コンサルティング業、東京都、従業員7657人）

- ・ フィリップスは、これらの我が国企業と組み昭和大学内に拠点を設立し、複数の病院の集中治療室をネットワークで接続する「遠隔集中治療患者管理プログラム」の運用を開始。
- ・ 専門医不足の改善や地域医療の連携促進、臨床現場の運用効率の向上、医療費の削減などへの貢献が期待。
- ・ 大新技研(株)は、フィリップス・ジャパンから一部インターフェイスのソフトウェア開発を受託。

PHILIPS



実績を踏まえた評価等

◆海外市場に活路を見出そうとする中小企業・小規模事業者を対象にした海外企業とのマッチングの実施など各項目とも成果目標達成に向けて進捗しており、全体としても進捗していると評価できる。

◆TPP等の発効を踏まえ、今後も不断の点検・見直しを行い、各目標を効果的、効率的に実現していく。

農林水産業

(目標) : 2019年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の達成を目指す。
⇒ 8,071億円 (2017年現在。5 年連続で過去最高を更新)

これまでの実績

(1) 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

- ① 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - 農地集積の取組地区の担い手農業者に必要な機械・施設の整備等を支援。実施経営体では、平均29%の売上高増加等を実現。
- ② 国際競争力のある産地イノベーションの促進
 - 収益力向上に取り組む産地に必要な機械・施設の整備等を支援。取組産地では、平均13%の販売額増加等を実現。
- ③ 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - 収益力向上に取り組む畜産経営体に必要な機械・施設の整備等を支援。搾乳ロボットを導入した経営体では、1頭当たりの生乳生産量が6%増加。
- ④ 高品質な我が国農林水産物の輸出
 - 輸出促進に必要な輸出対応型の施設の整備等を支援。事業を実施した施設では、輸出向け出荷量の約200%増加等を実現。
 - TPP交渉参加国・EUのうち、8か国・地域21件の輸出解禁・条件緩和を実現。
- ⑤ 木材製品の国際競争力の強化
 - 製材工場の大規模化等に必要な施設整備等を支援。事業を実施した工場では、1人当たりの原木処理量が13%増加。

- ⑥ 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
 - 意欲ある漁業者の生産性向上に資する漁業用機器導入等を支援。半数以上の導入漁業者が漁業所得の10%以上増等を達成。

(2) 経営安定・安定供給のための備え (重要5品目関連)

- 法制化された牛・豚マルキンの補填率の引上げ、加糖調製品を調整金の対象に追加等の措置に必要な法整備を実施。TPP発効に合わせて措置を実施。

成果

○ 2017年の輸出額:8,071億円

- 5年連続で過去最高を更新
- 直近の平成30年1-10月累計では、対前年同期比15.2%増(1兆円目標に向け必要な前年比11.3%(年率)増を上回るペース)



りんご

農畜産物輸出拡大施設整備事業を活用した青森県の事業体では、輸出用自動こん包装装置等を備えたりんご選果施設の整備により、選果能力が向上し、同施設を通じた輸出量は整備前と比較し、約20%増加。



輸出用自動
こん包装装置

実績を踏まえた評価等

(1) 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

- 農林水産物・食品の輸出額の1兆円目標達成に向け、輸出は順調に拡大。
- 生産現場の体質強化・生産性の向上や付加価値の向上も進展しているところ、今後も必要な事業を継続。

(2) 経営安定・安定供給のための備え (重要5品目関連)

- TPP発効後の経営安定に万全を期すため、経営安定対策の充実に必要な法的手当等を実施。
 - 日EU・EPAの協定発効に合わせて行う経営安定対策の充実に必要な整備を今後実施。
-
- 各項目とも成果目標達成に向けて進捗しており、全体としても進捗していると評価できる。
 - TPP等の発効を踏まえ、今後も不断の点検・見直しを行い、各目標を効果的、効率的に実現していく。

食の安全・安心

これまでの実績

◆国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施。

●平成29年9月より開始された新たな加工食品の原料原産地表示制度の普及・啓発を実施。(説明会の開催、相談窓口の設置、事業者向けマニュアルの作成等)

●輸入食品の適切な監視指導を実施。モニタリング検査や現地調査及び二国間協議等を実施。


成果

<加工食品の原料原産地表示制度関係>

加工食品の原料原産地表示

消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資する新たな加工食品の原料原産地表示制度が円滑に実施されるよう、食品事業者及び消費者等への普及・啓発を実施。

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、デンマーク産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料、…
内容量	150g
賞味期限	31.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇



現行の表示制度

平成29年9月に食品表示基準が一部改正され、国内で製造した全ての加工食品を対象にし、重量割合上位1位の原料を国別重量順で表示する新たな原料原産地表示制度が開始。(経過措置期間: 2022年3月31日)

<輸入食品の適切な監視指導関係>

○輸入食品の監視指導の結果

食中毒菌が付着した食品、有害物質に汚染された食品、残留農薬基準に違反する食品等を排除

	平成28年度	平成29年度
モニタリング検査に係る違反件数	131件	140件

○現地調査、二国間協議、輸出国制度調査等の結果

ベトナム産えびのクロラムフェニコール、メキシコ産未成熟えんどうのフロニカミド等について、輸出国における継続的な安全対策を推進

	平成28年度	平成29年度
検査命令解除品目	15品目 16項目	10品目 11項目

実績を踏まえた評価等

◆新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る説明会の開催など各項目とも成果目標達成に向けて進捗しており、全体としても進捗していると評価できる。

◆TPP等の発効を踏まえ、TPP等により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、今後も不断の点検・見直しを行い、各目標を効果的、効率的に実現していく。

知的財産

これまでの実績

◆TPP等の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を実施。TPP等を契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を実施。

① 特許・商標関係

- 特許法を改正し、発明の新規性喪失の例外期間を1年に延長するとともに、不合理な遅延について特許権の存続期間を延長する制度を導入。
- 商標法については、商標の不正使用に対する損害賠償請求に関する規定の見直しを実施。

② 著作権関係

- 「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う法律の整備に関する法律」により、著作物等の保護期間の延長などに関する著作権制度の整備を実施。

③ 地理的表示の相互保護制度を活用した農林水産物の輸出促進等関係

- GI法を改正し、国際協定により外国とのGI相互保護を行うための規定を創設(平成28年12月施行)。
- ベトナム等とGIの相互保護に向けた協力を行うことについて合意(ベトナム:平成29年6月合意)。
- 日EU・EPAにおいて、日本の48のGI産品とEUの71のGI産品について相互に高いレベルで保護(平成30年7月署名)。同協定を実施するため、GI法を改正(日EU・EPAの効力発生の日から施行)。

成果

<特許・商標関係>

発明の新規性喪失の例外期間の延長などに関する制度整備を実施。(特許法)



損害賠償請求に関する規定の見直しに関する制度整備を実施。(商標法)



<著作権関係>

著作物等の保護期間の延長などに関する著作権制度の整備を実施。

現行法 著作者の死後
50年



改正法 著作者の死後
70年

<GI関係>

我が国と同等のGI制度を有する外国と条約等の国際約束によるGI相互保護を可能とする制度を整備。



外国で我が国GIを保護
⇒ 生産者の負担なく外国でGIとして保護
⇒ 外国での我が国農林水産物の名称が保護

実績を踏まえた評価等

◆「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う法律の整備に関する法律」による制度整備など各項目とも成果目標達成に向けて進捗しており、全体としても進捗していると評価できる。

◆TPP等の発効を踏まえ、今後も不断の点検・見直しを行い、各目標を効果的、効率的に実現していく。